

50

裁 決 書

審査請求人

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

審査請求代理人

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

処 分 庁

山形市福祉事務所長

審査請求人及び審査請求代理人が平成22年9月22日付けで提起した生活保護法による葬祭扶助申請の却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成22年7月27日付けで審査請求人に対して行った生活保護法による葬祭扶助申請却下決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

審査請求人\_\_\_\_\_（以下「請求人」という。）及び審査請求代理人\_\_\_\_\_（以下「代理人」という。）は、平成22年7月27日付けで山形市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った生活保護法による葬祭扶助申請の却下処分（以下「本件処分」という。）について不服を申立てているものである。

2 審査請求の理由

請求人及び代理人は本件審査請求の理由として、処分庁を実施機関として生活保護を受給していた請求人の配偶者の父（以下「被葬祭者」という。）の死亡に係る葬祭を請求人が喪主となって執り行ったが、その費用について、生活保護法（以下「法」という。）第18条第2項第1号の規定による葬祭扶助を

57

行うよう主張しているものと解される。

## 第2 認定事実及び判断

### 1 認定事実

- (1) 被葬祭者は、処分庁を実施機関として生活保護を受けていたが、平成\_\_\_\_年\_\_月\_\_日死亡により\_\_月\_\_日付けで生活保護廃止になったこと。
- (2) 被葬祭者の葬祭は、請求人が喪主になり執り行われたこと。
- (3) 請求人は、葬祭費用について、平成22年7月2日付けで処分庁に対し生活保護法による葬祭扶助の申請を行ったこと。
- (4) 処分庁は、資産の活用により最低生活が維持可能なことを理由に申請を却下したこと。
- (5) 請求人及び代理人は、本件処分を不服として、平成22年9月22日付けで本件審査請求を提起したこと。

### 2 判断

- (1) 法第18条第1項では、葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して行われるとされ、同条第2項第1号では、被保護者が死亡し、その者の葬祭を行う扶養義務者がいない場合において、その葬祭を行う者があるときは、その者に対して、葬祭扶助を行うことができるとされている。
- (2) 請求人は被葬祭者の相対的扶養義務者であるため、以下のいずれにも該当しなければ法第18条第2項第1号の扶養義務者には該当しない。
  - ① 現に被葬祭者又はその世帯に属する者を扶養している者
  - ② 過去に被葬祭者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者請求人が扶養義務者に該当しない場合には、法第18条第2項第1号の規定による葬祭扶助の要件を充足する可能性がある。
- (3) 法第18条第1項の規定による葬祭扶助は、葬祭を行う者が最低生活を維持できない者であることが要件であり、要否判定により判断される。一方で法第18条第2項第1号による葬祭扶助は最低生活を維持できるか否かは要件ではない。

従って、要否判定の結果が否であれば法第18条第1項の規定による葬祭扶助は適用されないが、同じ者が法第18条第2項第1号の規定による葬祭扶助の要件を充足すれば葬祭扶助を行うことができる。
- (4) 処分庁は、請求人からの申請に対し、法第18条第1項の規定による葬祭扶助の要否判定の結果が否となったとしても、法第18条第2項第1号の規定による葬祭扶助の要件が充足されているか検討し、その結果により判断すべきであった。

しかし、法第18条第2項第1号による葬祭扶助の要否の検討を行わないまま本件処分をおこなっており、必要な検討を行わずに本件処分を行った処分庁の決定は不適當である。

### 3 結 論

以上のとおり、本件審査請求は理由があると認め、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用し、主文のとおり裁決する。

平成23年 3月29日

審査庁 山形県知事 吉村 美栄子

